

屋外広告業の登録制度について

I 屋外広告業の登録について

1 鹿児島県の区域内で屋外広告業を営む場合には、下記の(1)～(3)の3パターンがあります。(3)の場合は、鹿児島市長への届出書に、鹿児島県知事の登録済証を添付することから、鹿児島県知事の登録を先に受ける必要があります。

(1) 鹿児島市を除く県内の地域で営む場合  **鹿児島県知事の登録**

(2) 鹿児島市内だけで営む場合  **鹿児島市長の登録**

(3) 鹿児島市を含む県内の地域で営む場合  **鹿児島県知事の登録**
鹿児島市長への届出

2 登録の有効期間は5年です。

3 登録の有効期間(5年)の満了後、引き続き屋外広告業を営む場合は、その有効期間の満了の日の30日前までに更新を申請しなければなりません。

4 更新の登録をする場合の有効期間は、現在の有効期間の満了日の翌日から起算して5年となります。

II 登録申請の手続について

1 登録の方法について

本県の登録を受けようとする場合は、登録申請手数料(1万円分)の県収入証紙を貼り付けた屋外広告業登録申請書(第14号様式)に次の書類を添付し、提出してください。

(1) 添付書類

- ① 誓約書(第15号様式)
 - ② 略歴書(第16号様式)
 - ③ 業務主任者がその資格に適合することを証明する書面(屋外広告物講習会修了証などのコピー)
 - ④ 業務主任者が在籍していることを証する書面(健康保険被保険者証などのコピー)
 - ⑤ 登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)…申請者が法人の場合
 - ⑥ 住民票の抄本(3か月以内に発行されたもの)…申請者が個人の場合
- ※ 個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの(マイナンバーが記載されている住民票は受理できませんので御注意ください。)

(添付書類一覧表)

	(更新)登録申請者			
	個人		法人	
	本人	未成年者の法定代理人	代表者	その他の役員
誓約書	○	○	○	—
略歴書	○	○	○	○
住民票	○	○(※)	—	—
登記事項証明書	—		○	
業務主任者がその資格に適合することを証する書面			○	
業務主任者が在籍していることを証する書面			○	

※ 法定代理人が個人の場合住民票、法人の場合登記事項証明書

(2) 収入証紙の購入方法

- ① 鹿児島県収入証紙は、最寄りの「鹿児島県収入証紙販売所」で御購入ください。

主な「鹿児島県収入証紙販売所」として

〔 ・鹿児島県庁行政庁舎1階の売店
・鹿児島県の各地域振興局・支庁の売店 〕 等があります。

鹿児島県外に鹿児島県収入証紙を販売している場所はありません。

- ② 県外から収入証紙をお買い求めいただく方法

県庁売店が郵送での販売を受け付けております。

御希望の方は、下記まで事前にお問い合わせの上、御購入ください。

(なお、郵送等経費が必要となりますので、御了承ください。)

【証紙販売問合せ先】

鹿児島県職員生活協同組合 総務課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

(TEL 099-286-5451)

(FAX 099-286-5455)

- (3) 提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県土木部都市計画課調整係

(TEL: 099-286-3683)

2 登録簿への登載・登録済証の交付について

登録申請者から上記申請書等の提出があった場合は、書類審査の上、登録を拒否する場合を除き、屋外広告業者登録簿に登録し、後日、登録申請者に屋外広告業者登録済証を交付します。

3 登録申請内容の公表について

- (1) 鹿児島県屋外広告業者登録簿への登載、閲覧

屋外広告業の登録後は、「鹿児島県屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)」に次に掲げる事項が登載されます。

また、登録簿は、鹿児島県土木部都市計画課で一般の閲覧に供することとしています。

【登載事項】

- ・ 商号、名称又は氏名及び住所(法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・ 鹿児島県の区域(鹿児島市の区域を除く。以下同じ。)内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- ・ 法人にあっては、その役員の氏名
- ・ 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名)
- ・ 鹿児島県の区域内において営業を行う営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- ・ 登録年月日及び登録番号

- (2) 鹿児島県ホームページへの掲載

看板等の掲出を依頼する広告主の方が、鹿児島県に屋外広告業の登録をしている業者に発注できるよう、登録簿の登載事項のうち、商号、名称又は氏名及び住所(法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)等を県ホームページに掲載しています。

なお、県ホームページへの掲載に著しい支障等がある場合は、問合せ先に御相談ください。

Ⅲ 登録業者の義務について

屋外広告業の登録を受けた場合、次のような義務が生じます。

1 登録事項変更の届出について

登録事項に変更が生じた場合、その日から30日以内に、「屋外広告業登録事項変更届出書」（第16号様式の3）に添付書類を添えて、「持参」、「郵送」又は「電子申請」により提出しなければなりません。

変更が生じた事項	添付書類
(1) 商号，名称又は氏名	登記事項証明書（履歴事項証明書） （法人の場合）
(2) 住所	住民票の抄本（個人の場合） ※ 個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの
(3) 鹿児島県の区域で営業を行う営業所の名称及び所在地	登記事項証明書（履歴事項証明書） （商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
(4) 役員の氏名 法人の役員の変更	登記事項証明書（履歴事項証明書）， 誓約書，略歴書
法人の役員の名の変更	氏名の変更が確認できる書類
(5) 法定代理人の氏名及び住所	誓約書，略歴書 登記事項証明書（履歴事項証明書） （法人の場合） 住民票の抄本（個人の場合） ※ 個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの
(6) 業務主任者の氏名及びその所属営業所の名称	業務主任者の資格等を証明するもの （コピー），在籍証明書

※住民票及び登記事項証明書は3か月以内に発行されたものを添付してください。
※電子申請以外の方法による届出については原本が必要です。

2 廃業等の届出について

屋外広告業の廃業等があった場合、その日から30日以内に「屋外広告業廃業等届出書」（第16号様式の4）を、「持参」、「郵送」又は「電子申請」により提出しなければなりません。

事由	届出義務者
(1) 死亡した場合	相続人
(2) 法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員であった者
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合	破産管財人
(4) 上記(2)(3)以外の理由により解散した場合	清算人
(5) 鹿児島県の区域内で屋外広告業を廃止した場合	個人又は法人の代表役員

3 業務主任者の設置について

屋外広告業者は、営業所ごとに、(1)の資格を有する者のうちから業務主任者を選任し、(2)の業務を行う必要があります。

業務主任者は、必ずしもその営業所に専任の者であることは要しませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその事業所の業務に随時従事し得る者でなければなりませんのでご注意ください。

(1) 業務主任者になるための資格

- ① 本県が開催する講習会の課程を修了した者
- ② 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関する必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- ③ 他の都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の修了者
- ④ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許を有する者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者であって、広告美術仕上げに係る免許を有し、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了したもの
- ⑤ 知事が、規則で定めるところにより、①～④に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

(2) 業務主任者の業務内容

次に掲げる業務の総括に関することを行います。

- ① 鹿児島県屋外広告物条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- ② 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- ③ 「屋外広告物台帳」（第16号様式の6）の記載に関すること。
- ④ その他、業務の適正な実施の確保に関すること。

(3) 改正前の条例に規定する講習会修了者等である方については、改正後の条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなします。

4 登録票の掲示について

屋外広告業者は営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、「屋外広告業者登録票」（第16号様式の5）を掲げなければなりません。

5 屋外広告物台帳の作成・保存について

屋外広告業者は営業所ごとに、「屋外広告物台帳」を作成（磁気ディスク等でも可）しなければなりません。

また、「屋外広告物台帳」は各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間は営業所ごとに保存しなければなりません。

IV 登録の拒否、取消等について

1 登録を拒否する場合について

屋外広告業の登録にあたって、次のいずれかに該当する場合は、登録が拒否されます。

- (1) 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 法人である屋外広告業者が登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)～(4)までのいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち(1)～(4)までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者
- (8) 登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているもの

2 登録を取り消す場合等について

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、登録の取消しや営業停止を命ぜられることがあります。

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 1の(2), (4), (5), (6), (7)のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

※ 登録の取消しや営業停止の処分がなされたときは、屋外広告業者監督処分簿に処分年月日や内容等が登載され、鹿児島県土木部都市計画課において一般の閲覧に供されます。

3 登録の抹消について

屋外広告業の登録がその効力を失ったとき又は登録の取消しの処分がなされたときは、屋外広告業者登録簿からその登録が抹消されます。

4 報告・検査について

県知事は、必要があるときは、屋外広告業者に営業についての必要な報告を求め又は営業所に立ち入って帳簿、書類等の検査をすること等ができます。

V 罰則について

登録制度に関して、条例に違反した場合は、登録の取消しや営業停止といった監督処分のほか、次のような罰則の対象となります。

違反内容	罰則内容
1 登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合 2 不正手段により登録を受けた場合 3 営業停止命令に違反した場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
1 登録事項に変更があった場合に届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 2 業務主任者を選任しなかった場合	30万円以下の罰金
1 報告及び検査の拒否等があった場合	20万円以下の罰金
1 廃業等の届出を怠った場合 2 標識を掲示しない場合 3 帳簿について、備付け、記載を怠ったり、若しくは虚偽の記載をし、又は保存をしなかった場合	5万円以下の過料

屋外広告業の登録申請先・問い合わせ先

鹿児島県 土木部 都市計画課 調整係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL 099-286-3683 (直通)
FAX 099-286-5633
MAIL toke-tyo@pref.kagoshima.lg.jp